

■承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（四万十町税条例等の一部を改正する条例）

【要旨】

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第26号及び同第27号）が平成29年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも原則として同年4月1日から施行されることに伴い、四万十町税条例等の改正が必要となりましたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

【主な条例改正内容】

- (1) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長 【附則第8条】
- (2) 耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書について規定 【附則第10条の2】
- (3) 軽自動車税におけるグリーン化特例の見直し 【附則第16条】

グリーン化特例（軽課）の重点化を行ったうえで、2年間延長するとともに、軽課の対象となる軽自動車の範囲に平成30年排出ガス規制適合分を追加

◇現行 [H28.4.1～H29.3.31 取得分]

区 分	軽減率
電気自動車等	75%軽減
2020年度燃費基準 +20%達成	50%軽減
2020年度燃費基準 達成	25%軽減



◇改正後 [H29.4.1～H31.3.31 取得分]

区 分	軽減率
電気自動車等	75%軽減
2020年度燃費基準 +30%達成	50%軽減
2020年度燃費基準 +10%達成	25%軽減

- (4) 軽自動車税の賦課徴収の特例について規定 【附則第16条の2】
平成28年に発覚した燃費試験不正問題を受けて、自動車メーカーの不正に伴う自動車取得税等の不足税額について、不正を行ったメーカーに納税義務を課する措置を講ずるもの
- (5) 優良住宅建築を目的とした宅地造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長 【附則第17条の2】
- (6) その他関係法令の改正に伴う字句の読み替え

【施行期日】

平成29年4月1日（一部、公布の日）